

石岡市介護サービス事業経営戦略

令和 3 年度 ～ 令和 12 年度

令和 3 年 3 月

石岡市保健福祉部

目 次

第1章 経営の基本方針

第2章 計画期間

第3章 投資・財政計画

○投資・財政計画

- (1) 投資についての説明
- (2) 財源についての説明

第4章 効率化・経営健全化の取組

- (1) 組織, 人材, 定員, 給与に関する事項
- (2) 広域化に関する事項
- (3) 民間の資金・ノウハウの活用に関する事項
- (4) その他の経営基盤の強化に関する事項
- (5) 資金不足比率の見通しとその評価, 地方財政法に定める資金の不足額がある場合にはその解決策
- (6) 資金管理・調達に関する事項
- (7) 情報公開に関する事項
- (8) その他重点事項

第1 経営の基本方針

石岡市の人口は令和2年10月1日現在、72,351人（茨城県常住人口調査）になっています。平成17年度以降減少を続け、この15年間で9,536人減少しています。

高齢者人口をみると令和2年現在24,089人で、総人口に占める割合（高齢化率）33.3%になっています。高齢化率は年々上昇しており、平成17年度から10.9%上昇しています。

このような中、地域において介護サービスを安定的、継続的に提供できる体制を整備するため、介護サービス事業特別会計で運営されている2施設（石岡市特別養護老人ホームのぞみ・石岡市デイサービスセンター）においては、指定管理者制度を導入し利用者の満足度の向上と利用者に対するサービスの質の向上を図り適正かつ安定的な運営を行っています。

施設サービスを行う指定管理者の収入については、市指定管理料（介護保険からの給付相当分）と施設利用者が負担する食費や居住費等の実費が大きなウエイトを占めており、民間事業者のノウハウを活かした公共サービスの向上とコスト削減を図っています。

施設の老朽化による多額の改修費が発生しないよう、定期的な点検と修繕箇所への早期対応等を行いながら、今後も高齢化、高齢者を取り巻く環境を見据え、指定管理者が安定した運営を行えるよう適切な助言を行っていきます。

第2 計画期間

令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

随時、計画の進捗管理を行い、石岡市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の見直しや介護報酬改定等の行財政状況、社会情勢等により経営環境に変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

第3 投資・財政計画

（別紙）

第4 効率化・経営健全化の取組

（1）組織、人材、定員、給与に関する事項

指定管理者である法人が、長年地域で培ってきた信頼やネットワークを活用し、介護人材の安定的確保や経営自立化を目的とした適正な給与水準の保持に努めます。介護報酬改定による影響のほか、社会情勢の変化に敏感に対応し引き続き安定した指定管理者としての組織運営を支援します。

（2）広域化に関する事項 なし

（3）民間の資金・ノウハウの活用に関する事項

指定管理者制度を導入しております。今後の市の行財政状況に鑑み、施設の具体的な在り方・方向性を検討していきます。

(4) その他の経営基盤の強化に関する事項

指定管理者により経営の効率化・健全化が図られています。また、指定管理者に対しては適切なサービス提供がなされるよう指導してまいります。

(5) 資金不足比率の見通しとその評価、地方財政法に定める資金の不足額がある場合にはその解消策 なし

(6) 資金管理・調達に関する事項

指定管理者により資金管理の効率化・健全化が図られるよう指導してまいります。

(7) 情報公開に関する事項

施設概要、運営方針及び利用料金等については、印刷物やホームページを通じて情報公開に取り組みます。

(8) その他の重点事項

超高齢社会が進む中、石岡市高齢者福祉計画・介護保険事業計画との整合性を図り、介護サービス事業の充実に努めます。

(参考)

(1) 事業の意義、提供するサービス自体の必要性

高齢者人口の増加に伴い、認知症や要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように支援します。

(2) 公営企業として実施する必要性

高齢化の進行や多様化するニーズに対応するために、介護・予防・住まいの生活支援を包括的に確保するよう取り組みます。